

# 2026年4月20日報道発表 医療事故の発生 及び示談成立について（お知らせ）

## 医療事故の発生及び示談成立について（お知らせ）

西尾市民病院において発生した医療事故について、示談が成立することとなりましたので、下記のとおりお知らせします。

### 医療事故及び示談の概要

令和6年5月、当院におきまして市内在住の70歳代男性に対し、カテーテルアブレーション（カテーテルという細い管を血管から入れ、不整脈の原因となる心臓の異常な部位を焼き切ることで、リズムを正常に戻す治療法）の治療を実施いたしました。

術中の17時頃、心臓の周りに血液が貯留し、心臓を圧迫する状態となる心タンポナーデが確認されたため、貯留した血液を抜く処置を行う心嚢穿刺（しんのうせんし）や低圧持続吸引等を実施しましたが、循環動態の改善には至りませんでした。

その後も血圧の低下が続いたため、院内の重症観察病床にて昇圧剤投与等の救命処置を継続し状態の安定を図りましたが、状態は悪化し、20時25分に呼吸停止状態となりました。20時55分に心肺停止となり、蘇生措置を行いながら高次医療機関へ緊急搬送し、21時57分に到着したものの、心肺停止から1時間以上経過しており、根本的な外科的治療の実施が困難な状態でありました。

その後も回復に至らず、翌日にお亡くなりになりました。

事故後の検証において、心タンポナーデ発症後、結果として高次医療機関への搬送の判断が遅れた点において、病院の対応に過失があった可能性が否定できないと判断いたしました。早期に搬送した場合の確実な救命可能性については医学的に断定困難な状況ではありましたが、搬送遅延の事実を重く受け止め、ご遺族に誠意をもって謝罪するとともに、損害賠償金として1,000万円を支払うことで双方の合意に至りました。

なお、再発防止策として、カテーテルアブレーション実施時における安全確認のためのチェックリストを新たに作成したり、手術時の観察記録用紙について、施行内容をよりの確に把握できるよう様式を改訂するなどの対策を講じております。

### 院長コメント

本件により亡くなられた患者様のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆様にご多大なるご心労をおかけしたこと、そして市民の皆様にご不安と不信感を与えてしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後は、全職員が一丸となって医療安全への意識を高め、市民の皆様にご信頼される病院運営に努めてまいります。